

八戸市立各小・中学校長 様

八戸市教育委員会
教育長 伊藤 博 章
(公印省略)

地震発生時における対応の変更について（通知）

地震発生時の対応につきましては、市教育委員会からの通知をもとに、各学校においてマニュアル等を作成し適切に対応していただいているところであります。10月6日未明に発生した震度5弱の地震の際には、対応の基準にしたがって市立小・中学校を臨時休業としました。各学校においては、児童生徒の安全を第一に対応いただいたことに感謝申し上げます。

さて、市教育委員会では、今般の地震対応について検証するとともに、これまでの対応の基準について再度検討した結果、地震発生時の対応の基準について下記のとおり変更することとしました。

つきましては、内容を確認の上、自校の地震対応マニュアル等に反映させるなど、適切に対応してくださるようお願いいたします。併せて、保護者に対しても対応の変更について周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、「非常災害時における対応の見直しについて」（平成23年8月31日付け八教第984号）、「災害時における学校給食の対応について」（平成24年6月27日付け八教第597号）については本通知をもって廃止します。

記

- ・夜半、早朝に「震度5弱以上」の地震が発生した場合、通学路の安全、校舎内外の安全を考慮して、当日は原則として「臨時休業」とする。
ただし、被害の状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともある。その場合は「学校安全情報配信メール」で学校及び保護者に周知する。
- ・授業中など児童生徒が在校中に、市内で「震度5弱以上」の地震が発生した場合の対応については、学校や学区の状況を踏まえ校長判断とする。
- ・震度にかかわらず、津波注意報及び警報等が発令された場合の対応については、学区の地理的状況を踏まえ校長判断とする。